熊谷市障害者施策推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　本市における障害者施策に関する計画の策定及び円滑な推進を図るため、熊谷市障害者施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務について意見聴取及び助言を行う。

⑴　障害者施策に関する計画の策定に関すること。

⑵　障害者施策に関する計画の推進及び調整に関すること。

⑶　その他、障害者施策の推進に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　障害者団体の代表

⑶　関係行政機関の職員

⑷　障害者の福祉に関する事業に従事する者

⑸　公募による市民

⑹　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱した日から障がい者計画の終期とする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、

その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

４　会議は、公開とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。